主

本件上告を棄却する。

理 由

被告弁護人佐藤久四郎の上告趣意は、結局単なる訴訟法違反の主張に帰し刑訴四 〇五条の上告理由に当らない。(第一審判決及び原判決は所論A外七名を実在せざ るものと認定したことは明らかであるから、実在人としての所論判例違反の主張は 前提を欠くものである)。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは 認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年六月一九日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		三	松	岩	裁判官